

熊本県公報

目 次

規 則

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

熊本県健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

登 載 依 頼

熊本県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則

熊本県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県議会告示の形式を左横書きに改正する規程

熊本県議会公告の形式を左横書きに改正する規程

熊本県議会議務局文書規程の一部を改正する訓令

熊本県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

熊本県議会告示の形式を左横書きに改正する規程

熊本県議会公告の形式を左横書きに改正する規程

熊本県議会議務局文書規程の一部を改正する訓令

熊本県議会訓令の形式を左横書きに改正する訓令

規 則

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十七号

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則(昭和三十一年熊本県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二 条例第二条第一号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 農道の整備に関する事業

二 農業集落の排水に関する事業

三 地域用水等の環境整備に関する事業

四 中山間地の土地改良施設等の整備と保全に関する事業

五 農村の土地改良施設等の整備と県土の保全に関する事業

六 農村田圃の整備に関する事業

七 開拓地整備事業

八 防衛施設周辺障害防止事業

九 畑地帯総合整備事業、ほ場整備事業、土地改良総合整備事業、農村振興総合整備事業、農村総合整備事業、中山間地域総合整備事業又はため池等整備事業で土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づかないもの

附 則

(施行期日)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県健康センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第二十八号

熊本県健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県健康センター条例施行規則(昭和五十九年熊本県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「所長が」を「別に」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

登 載 依 頼

熊本県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

熊本県議会会議規則第一号

熊本県議会会議規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、熊本県議会会議規則(平成三年熊本県議会会議規則第一号。以下「会議規則」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 会議規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 会議規則における右方はこの規則による改正後の会議規則(以下「改正後の会議規則」という。)における上方とし、会議規則における上方は改正後の会議規則における左方とする。

二 改正後の会議規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、会議規則における文字の配置とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 会議規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章及び条の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
ロ 熟語の一部をなしているもの	
四 促音として用いられている「っ」「っ	「っ」

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

熊本県議会傍聴規則第一号

熊本県議会傍聴規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、熊本県議会傍聴規則(平成五年熊本県議会傍聴規則第一号。以下「傍聴規則」という。)の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 傍聴規則の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 傍聴規則における右方はこの規則による改正後の傍聴規則(以下「改正後の傍聴規則」という。)における上方とし、傍聴規則における上方は改正後の傍聴規則における左方とする。

二 改正後の傍聴規則における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、傍聴規則における文字の配置とする。

(用字及び用語の整理)

第三条 傍聴規則中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
ロ 熟語の一部をなしているもの	

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県議会告示第一号

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための熊本県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年熊本県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

分	土地等の事業・雑所得	
離	短期譲渡所得	
課	長期譲渡所得	
税	株式等の事業・譲渡・雑所得	

を

分	土地等の事業・雑所得	
離	短期譲渡所得	
課	長期譲渡所得	
税	株式等の事業・譲渡・雑所得 商品先物取引の事業・雑所得	

に

改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県議会告示第二号

熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関する規程（平成十三年熊本県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 条例第十条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第四号様式の二（行政文書

の存否を明らかにしない不開示決定通知書）

二 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第四号様式の三（行政文書の不在による不開示決定通知書）

「 2 別記第 10号様式」 「 2 その他

別記第四号様式中 3 その他
（ 補 冊 ） 「 （ 補 冊 ） 」

次の二様式を加える。

に改め、同様式の次に

別記第 4 号様式の 2 (第 3 条関係)

行政文書の存否を明らかにしない不開示決定通知書 熊本県議会指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日 付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存否を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	年 月 日 熊本県議会議長 印
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	条例第 10 条に該当 (理由)
行政文書の存否を明らかにできない理由	(内線)) (電話番号)
担当課等	(内線)) (電話番号)
備考)

教 示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県議会議員に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格 A 4)

別記第 4 号様式の 3 (第 3 条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書 熊本県議会指令 第 号 住所 氏名	
年 月 日 付けで請求のありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書を管理していないため、熊本県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。	年 月 日 熊本県議会議長 印
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 作成又は取得していないため 2 保存期間満了による廃棄のため 3 その他 (理由)
行政文書を管理していない理由	(内線)) (電話番号)
担当課等	(内線)) (電話番号)
備考)

教 示

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県議会議員に対して異議申立てをすることができます。

(日本工業規格 A 4)

附 則

- 1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の熊本県議会が管理する行政文書の開示等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

熊本県議会告示第三号

熊本県議会告示の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

熊本県議会告示の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている熊本県議会告示(以下「既存告示」という。)(の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存告示の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存告示における右方はこの規程による改正後の既存告示(以下「改正後告示」という。)(における上方とし、既存告示における上方は改正後告示における左方とする。
- 二 改正後告示における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存告示における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存告示において縦書きの形式をとっている様式並びに既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存告示中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字を引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

四 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)

- イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの
- ロ 熟語の一部をなしているもの
- ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの
- ニ 数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億

五 左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)

次

六 促音として用いられている「っ」

「っ」

- 2 前項の表四の項の規定は、縦書きの形式をとっている様式については、適用しない。
 - 3 前二項の規定によることが適当でないと認められるときは、議長が別に定める。
- (雑則)
- 第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県議会公告第一号

熊本県議会公告の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

熊本県議会公告の形式を左横書きに改正する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている熊本県議会公告(以下「既存公告」という。)(の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存公告の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存公告における右方はこの規程による改正後の既存公告(以下「改正後公告」という。)(における上方とし、既存公告における上方は改正後公告における左方とする。
- 二 改正後公告における文字(符号を含む。以下同じ。)(の配置は、既存公告における

文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存公告において縦書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存公告中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。)	アラビア数字
イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
ロ 熟語の一部をなしているもの	
四 上欄	左欄
五 下欄	右欄
六 よつ音として用いられている「ゃ」「ゅ」「ゆ」又は「や」	それぞれ「ゃ」「ゅ」「ゆ」又は「や」
七 促音として用いられている「っ」	「っ」

2 前項の表三の項の規定は、縦書きの形式をとっている様式については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定める。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県議会訓令第一号

熊本県議会議事務局
議 会 事 務 局

熊本県議会議事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

熊本県議会議事務局文書規程の一部を改正する訓令

熊本県議会議事務局文書規程(平成十三年熊本県議会訓令第一号)の一部を次のように改

正する。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「議案文、」を削り、同号を同項第四号とする。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県議会訓令第二号

議 会 事 務 局

熊本県議会議事務局の形式を左横書きに改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

(趣旨)

第一条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている熊本県議会訓令(以下「既存訓令」といふ。)の形式を左横書きに改正することに關し必要な事項を定めるものとする。

(形式の改正)

第二条 既存訓令の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存訓令における右方はこの訓令による改正後の既存訓令(以下「改正後訓令」といふ。)における上方とし、既存訓令における上方は改正後訓令における左方とする。

二 改正後訓令における文字(符号を含む。以下同じ。)の配置は、既存訓令における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存訓令において既に左横書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存訓令中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

<p>四 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を括弧で囲んだアラビア数字</p>
<p>五 漢数字(一の項及び二の項に定めるもの並びに次に掲げるものを除く。) イ 固有名詞の一部又は全部をなしているもの ロ 熟語の一部をなしているもの ハ 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの</p>	<p>アラビア数字</p>
<p>六 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>七 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>八 促音として用いられている「っ」「っ」</p>	<p>「っ」「っ」</p>

2 前項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定める。
 (雑則)

第四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。
 附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所 熊本
平成十四年三月二十九日印刷
平成十四年三月二十九日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二

